

# 「文化芸術による子供育成推進事業」実施要綱

平成26年4月 1日 文化庁長官決定  
平成31年1月31日 文化庁長官改定  
令和 4年2月17日 文化庁長官決定

## 1 趣 旨

小学校・中学校等において一流の文化芸術団体による実演芸術の巡回公演を行い、又は小学校・中学校等に個人又は少人数の芸術家を派遣し、子供たちに対し質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会を確保するとともに、芸術家による表現手法を用いた計画的・継続的なワークショップ等を実施することにより、子供たちの豊かな創造力・想像力や、思考力、コミュニケーション能力などを養うとともに、将来の芸術家や観客層を育成し、優れた文化芸術の創造につなげる。

## 2 事業の内容

### (1) 巡回公演事業

#### ア 実施内容

小学校、中学校、中等教育学校（前期課程）又は特別支援学校（小学部、中学部）において、一流の文化芸術団体による実演芸術の巡回公演を実施する。その際、事前に公演に関するワークショップを行い、児童・生徒を実演に参加させるとともに、実演指導又は鑑賞指導を行う（複数が合同で実施する場合を含む。）。

#### イ 公演演目

合唱、オーケストラ、音楽劇、児童劇、演劇、ミュージカル、バレエ、現代舞踊、歌舞伎、能楽、人形浄瑠璃、邦楽、邦舞、演芸、メディア芸術等の実演芸術等

#### ウ 演目

芸術性の高い評価の定まったものを中心とし、かつ児童・生徒の鑑賞に適した内容のもの

#### エ 公演団体

公演種目及び演目の実施に関し、相応の実績を有する文化芸術団体

### (2) 芸術家派遣事業

#### ア 学校公募型

##### (ア) 実施内容

小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（以下「小学校・中学校等」という。）に個人又は少人数の芸術家を派遣し、当該分野における講話、実技披露、実技指導等を実施する。

##### (イ) 実施分野

音楽、演劇、舞踊、大衆芸能、美術、伝統芸能、文学、生活文化、メデ

ィア芸術等

(ウ) 被派遣者

当該分野において優れた活動を行っている芸術家

イ 特定非営利活動法人等提案型

(ア) 実施内容

文化芸術の振興を目的とする特定非営利活動法人、公益法人、一般財団法人、一般社団法人又は特例民法法人（以下「特定非営利活動法人等」という。）が、小学校・中学校等における文化芸術活動のニーズを踏まえて、小学校・中学校等と芸術家との間の連絡調整を行い、小学校・中学校等に個人又は少人数の芸術家を派遣し、当該分野における講話、実技披露、実技指導等を実施する。

(イ) 実施分野

音楽、演劇、舞踊、大衆芸能、美術、伝統芸能、文学、生活文化、メディア芸術等

(ウ) 被派遣者

当該分野において優れた活動を行っている芸術家

(3) コミュニケーション能力向上事業

ア 学校公募型

(ア) 実施内容

小学校・中学校等に個人又は少人数の芸術家を派遣し、芸術家の表現手法を用いた計画的・継続的なワークショップ等を実施する。

(イ) 実施分野

音楽、演劇、舞踊、大衆芸能、美術、伝統芸能、文学、生活文化、メディア芸術等

(ウ) 被派遣者

当該分野において優れた活動を行っている芸術家

イ 特定非営利活動法人等提案型

(ア) 実施内容

特定非営利活動法人等が、小学校・中学校等における文化芸術活動のニーズを踏まえて、小学校・中学校等と芸術家との間の連絡調整を行い、小学校・中学校等に個人又は少人数の芸術家を派遣し、芸術家の表現手法を用いた計画的・継続的なワークショップ等を実施する。

(イ) 実施分野

音楽、演劇、舞踊、大衆芸能、美術、伝統芸能、文学、生活文化、メディア芸術等

(ウ) 被派遣者

当該分野において優れた活動を行っている芸術家

(4) ユニバーサル公演事業

ア 実施内容

小学校、中学校等において、障害者等による文化芸術活動を行っている団体による公演や、文化芸術団体による障害のある子供たちも鑑賞しやすいよう工夫された公演を実施する。その際、事業の公演に関するワークショップを行い、児童・生徒を実演に参加させるとともに、実演指導又は鑑賞指導を行う（複数が合同で実施する場合を含む。）。

イ 実施分野

音楽、演劇、舞踊、大衆芸能、美術、伝統芸能、文学、生活文化、メディア芸術等

ウ 公演団体

実施に関し、相応の実績を有する文化芸術団体

(5) 文化施設等活用事業

ア 実施内容

小学校、中学校等において、美術館、博物館、音楽ホール、能楽堂等の文化施設を会場とし、芸術家やエドゥケーター等が協力し、子供たちがより効果的な鑑賞及び体験ができる公演やワークショップを実施する。

イ 実施分野

音楽、演劇、舞踊、大衆芸能、美術、伝統芸能、文学、生活文化、メディア芸術等

ウ 公演団体

当該分野において優れた活動を行っている文化芸術団体又は芸術家

3 主催者

主催者は、次のとおりとし、必要に応じて、会場の管理者、市（区）町村、市（区）町村教育委員会、その他文化庁長官が適当と認める者を加えることができる。

(1) 文化庁

(2) 都道府県、都道府県教育委員会、政令指定都市、政令指定都市教育委員会のいずれか又は複数（以下「都道府県等」という。）

(3) 小学校・中学校等

4 参加者

参加者は、原則として児童・生徒、教職員及び保護者とする。

5 実施会場

実施会場は、原則として小学校・中学校等の施設とする。ただし、複数の学校が合同で実施する場合や全校児童・生徒を収容できる施設が無い場合等、又は文化施設等活用事業では、文化施設等適切な施設で実施することができる。

6 事業の決定

(1) 巡回公演事業

ア 文化庁長官は、出演を希望する公演団体の中から芸術文化及び学校教育に識見を有する者で構成される企画委員会の審査を経て、公演団体及び演目を決定する。

イ 文化庁長官は、都道府県等からの推薦を受け、実施校を決定する。

(2) 芸術家派遣事業

ア 学校公募型

文化庁長官は、都道府県等からの推薦を受け、被派遣者及び実施校を決定する。

イ 特定非営利活動法人等提案型

文化庁長官は、特定非営利活動法人等からの推薦を受け、被派遣者及び実施校を決定する。

(3) コミュニケーション能力向上事業

ア 学校公募型

文化庁長官は、都道府県等からの推薦を受け、被派遣者及び実施校を決定する。

イ 特定非営利活動法人等提案型

文化庁長官は、特定非営利活動法人等からの推薦を受け、被派遣者及び実施校を決定する。

(4) ユニバーサル公演事業

ア 文化庁長官は、出演を希望する公演団体の中から芸術文化及び学校教育に識見を有する者で構成される企画委員会の審査を経て、公演団体及び演目を決定する。

イ 文化庁長官は、都道府県等からの推薦を受け、非派遣者及び実施校を決定する。

(5) 文化施設等活用事業

文化庁長官は、都道府県等からの推薦を受け、非派遣者及び実施校を決定する。

## 7 実施方法

(1) 本事業は文化庁が直接実施するものとする。ただし、文化庁は事業の実施に当たり、業務の一部を委託できるものとする。

(2) 文化庁は、本事業の実施に当たり、文部科学省初等中等教育局と連携する。

(3) 小学校・中学校等は、本事業の実施に当たり、国語・音楽等の教科や総合的な学習の時間、特別活動の中の学校行事等に位置付けることとする。

## 8 経費の負担

(1) 巡回公演事業

文化庁は、予算の範囲内で、公演費、派遣費、児童・生徒が実施会場へ移動する際の交通費の一部及び本事業を実施するために必要な事務経費等を負担する。

(2) 芸術家派遣事業

ア 学校公募型

文化庁は、予算の範囲内で、講師等謝金、派遣旅費、講演等諸雑費及び本事業を実施するために必要な事務経費等を負担する。

イ 特定非営利活動法人等提案型

文化庁は、予算の範囲内で、講師等謝金、派遣旅費、講演等諸雑費及び本事業を実施するために必要な事務経費等を負担する。

(3) コミュニケーション能力向上事業

ア 学校公募型

文化庁は、予算の範囲内で、講師等謝金、派遣旅費、ワークショップ等の実施に要する諸雑費及び本事業を実施するために必要な事務経費等を負担する。

イ 特定非営利活動法人等提案型

文化庁は、予算の範囲内で、講師等謝金、派遣旅費、ワークショップ等諸雑費及び本事業を実施するために必要な事務経費等を負担する。

(4) ユニバーサル公演事業

文化庁は、予算の範囲内で、公演費、派遣費、児童・生徒が実施会場へ移動する際の交通費の一部及び本事業を実施するために必要な事務経費等を負担する。

(5) 文化施設等活用事業

文化庁は、予算の範囲内で、公演費、派遣費、児童・生徒が実施会場へ移動する際の交通費及び文化施設等会場使用料の一部、並びに本事業を実施するために必要な事務経費等を負担する。

(6) 文化庁以外の主催者が負担する経費

文化庁以外の主催者は、上記(1)から(5)に規定する文化庁負担経費以外に必要な経費を負担する。

9 事業の報告

事業を実施した3(3)の者は、事業終了後30日以内又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、都道府県等を通じて事業実施報告書を文化庁に提出するものとする。

10 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は文化庁次長が別に定める。